

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 保育課

許認可等の内容		子育てのための施設等利用給付費の認定
根拠法令等及び条項		子ども・子育て支援法第30条の5第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5
	参考事項	栃木市子ども・子育て支援法施行細則
	設定等年月日	平成27年 4月 1日設定 令和 元年10月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 子育てのための施設等利用給付費の認定を申請できる保護者</p> <p>(1) 一月において、64時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。</p> <p>(8) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。</p> <p>ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行う</p>	

ことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

- (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (10) 上記に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

2 子育てのための施設等利用給付費の対象となる児童

- (1) 認可保育施設を利用していない満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童。
- (2) 認可保育施設を利用していない満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者である児童。
- (3) 教育認定を受けた3歳児クラス以上の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるため、一時預かり事業（幼稚園型）を利用する児童。